

これまでの議論を踏まえ、更に議論すべき論点について

① 非識別加工情報の活用目的について

- 民間事業者も含めて認定の対象としている作成組織に対して地方公共団体からの個人情報の提供を円滑に進める観点からは、作成組織の仕組みが公益に資する点がより明確であることが重要。
- 作成組織においては、官民データ活用推進基本法第二十三条第三項の規定により指定された重点分野等に関する非識別加工情報の作成であって、新たな産業の創出及び活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるもの。

- 行個法又は条例による非識別加工情報の活用目的は、「新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資する」ものとされている。
- 地方公共団体とは別の組織である作成組織の仕組みを円滑に推進する観点からは、非識別加工情報の活用目的について重点的に推進すべき分野を設定する等、目的を明確化することが効果的と考えられるところ。「官民データ活用推進基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）において、我が国が集中的に対応すべき、①経済再生・財政健全化、②地域の活性化、③国民生活の安全・安心の確保といった諸課題に対し、官民データ利活用の推進等を図ることで、その解決が期待される8つの分野（電子行政、健康・医療・介護、観光、金融、農林水産、ものづくり、インフラ・防災・減災等、移動）が重点分野として指定されていること等を踏まえ、全国的にデータ利活用を推進する必要がある分野について重点的に対応することが考えられないかについて議論を行ったところ。
- 検討会では、「こうした重点分野の設定は、作成組織の仕組みに対する住民の理解を得られる点で適当ではないか」との意見があった他、「データ利活用は、例示された重点分野に限らず、社会的に価値がある分野においては積極的に取り組まれるべきではないか」との意見や「活用目的や研究開発等について各団体で共通理解がなされるように留意すべき」との意見があったところ。
- 民間事業者の創意による新産業の創出を促進するためには、作成組織が、幅広く民間事業者におけるデータ利活用に対応することが重要である。一方で、民間事業者も含めて認定の対象としている作成組織に対して地方公共団体からの個人情報の提供を円滑に進める観点からは、作成組織の仕組みが公益に資する点がより明確であることが重要であり、作成組織の作成・提供する非識別加工情報の活用される分野ができ

る限り明らかであることが望ましい。

- 民間事業者の創意を活かすとともに、地方公共団体からの個人情報が入り混じり提供されるよう、国において作成組織における非識別加工情報の提供について、重点的に推進する分野に関する指針を定めることとし、作成組織は、当該指針に沿って非識別加工情報に係る提案内容を審査するほか、当該指針を踏まえた事業計画を作成した申請事業者を認定することとしてはどうか。また、当該指針の作成にあたっては、データ利活用に関する民間事業者の創意に積極的に対応できるよう、柔軟な内容とすることが望ましい。
 - 上記を踏まえると、作成組織においては、民間事業者等からの提案を受けた際、新たな産業の創出及び活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するか否かを審査(※)することとした上で、具体的な判断の際の指針として、官民データ活用推進基本法の規定により指定された重点分野等を例として指針を示すことが考えられる。
- (※)そのほか、審査にあたっては、条例による非識別加工情報の作成・提供の仕組みと同様に、提案者が欠格事由に該当しないことや加工の方法の基準適合性や非識別加工情報の利用の目的、方法、安全管理措置の内容等を審査することを想定。

② 加工対象となる個人情報の対象範囲について

- 作成組織における加工対象となる個人情報の範囲については、地方公共団体が保有する個人情報のうち、非識別加工情報を提供することにより、下記①②の場合等を加工対象となる情報から除くこととしてはどうか。
 - ①本人又は第三者の権利利益を害するおそれがあること
 - ②地方公共団体の所掌事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあること
- 具体的な判断基準として、個人情報ファイル簿が公表されていない個人情報や、情報公開法等における不開示情報等に該当する情報は、非識別加工情報の作成対象外とされていることを踏まえて、国が指針を示すこととしてはどうか。

- 第2回検討会においては、加工対象となる個人情報の範囲について、「条例改正のイメージ」(平成29年5月19日公表)においては、非識別加工情報の対象となる個人情報について
 - ・個人情報ファイル簿が公表されていること(例:外交上の秘密や犯罪捜査等に係る個人情報を除外)
 - ・条例に基づく情報公開請求があれば部分開示されること(例:全部不開示となる個人情報(私人の権利利益への侵害や事務事業遂行への支障のおそれがある場合等)を

除外)

・行政運営に支障を生じないこと

のいずれの場合にも該当する場合に対象となると整理しているところ。

- 上記を踏まえて、作成組織において作成する非識別加工情報を提供することにより、
 - ① 本人又は第三者の権利利益を害するおそれがあること、
 - ② 地方公共団体の所掌事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあること等については、対象から除くこととしてはどうかといった観点から議論したところ。
- 検討会では、「地方公共団体は権力性をもって収集した情報を保有しているという特質があること、また権力性をもって収集していないデータでも、非識別加工情報で提供するとなったときに、住民からデータが集めにくくなれば意味がないので、こういうケースが業務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合に該当するか否か」との意見や「これらの事由以外の理由によって作成組織に対する情報の提供の可否を判断できることとし、地方公共団体の裁量による仕組みとする必要性があるか」どうかといった議論がなされたところ。
- データを利活用する事業者においては、複数の地方公共団体の非識別加工情報の提供を受けようとすることも考えられることから、作成組織の仕組みは、可能な限り統一的なルールで運用されることが重要であり、地方公共団体の条例において、統一的な基準以外の事由を設定し、加工対象から除外される情報の類型を設けることは望ましくないと考えられる。したがって、加工対象となる情報の範囲については、①②の要件を中心に、国において統一的に定めることとしてはどうか。
- また、上記の要件の具体的な該当性は地方公共団体において行うこととなるが、行個法や条例に基づく非識別加工情報の提供において、個人情報ファイル簿が公表されていない個人情報や、情報公開法等における不開示情報等に該当する情報は、非識別加工情報の作成対象外とされていることを踏まえるといった考え方について、国が指針を示すこととしてはどうか。
- なお、民間事業者等が事前に地方公共団体の保有する個人情報の内容を把握できるよう、地方公共団体は個人情報の内容を公表することと整理したところ(第3回検討会「主な検討項目6(3)地方公共団体の保有する個人情報の内容の公表について」)であるが、作成組織に対して提供対象から除外される個人情報の内容を公表する必要はないため、地方公共団体は、保有する個人情報ファイルについて、非識別加工情報を提供することについて、上記①②の事由に該当するものを除き、その内容を公表することとしてはどうか。

③ 作成組織に対する個人情報の提供時の加工について

- 地方公共団体において、個人情報を提供する際に一定の加工を施すことは、作成組織の信頼の確保にもつながるものであり、地方公共団体からの円滑な提供にも資すると考えられるのではないかと。また、こうした加工を行うか否かを各地方公共団体の判断に委ねるのではなく、全国一律のルールとしてはどうか。
- 全国一律のルールとする場合、具体的にどのような加工方法を基準として設定するかが論点となるが、例えば、「氏名やパスポート番号等の個人識別符号といったそれ自体で個人を特定できる項目を削除」することとしてはどうか。

- 第3回検討会においては、作成組織の仕組みにおける安全管理措置について、作成組織は、地方公共団体の個人情報について広域的に取り扱うこと等から、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」における現行の地方公共団体のセキュリティ水準を踏まえつつ、十分なセキュリティ対策を実施することが求められるといった観点から議論したところ。
- 検討会においては、作成組織における個人情報の取扱いの安全性の確保の観点等から、地方公共団体が作成組織に対して個人情報を提供する際に、一定の加工を行うこととしてはどうかとの意見があったところ。
- こうした提供時の加工は、作成組織の信頼の確保にもつながるものであり、地方公共団体からの円滑な提供にも資すると考えられる。また、こうした加工を行うか否かを各地方公共団体の判断に委ねるのではなく、全国一律のルールとしてはどうか。
- 全国一律のルールとする場合、具体的にどのような加工方法を基準として設定するかが論点となるが、例えば、「氏名や個人識別符号といったそれ自体で個人を特定できる項目を削除」することとしてはどうか。
- 加工に必要なコストについては、作成組織の負担によることとしてはどうか。

④ 非識別加工情報の利活用事業者に対する監督の主体について

○ 作成組織が提供する非識別加工情報も、地方公共団体の条例等に基づいて提供される非識別加工情報と同様、提供後は、匿名加工情報としての規律が適用されると整理してはどうか。

- 第4回検討会において、作成組織は、地方公共団体の行政運営に伴う個人情報を取り扱うものであり、これまでも個人情報保護施策の適正な実施については、総務省において地方公共団体を支援してきたことから、認定や監督権限等の主体を総務大臣としてはどうか等について議論を行ったところ。検討会においては、作成組織が提供した非識別加工情報について、個人情報保護委員会が監督するかの整理が必要といった意見があったところ。
- この点について、行政機関個人情報保護法では、非識別加工情報の定義及び加工の基準が個人情報保護法上の匿名加工情報の定義及び加工の基準と同じであることから、非識別加工情報は個人情報保護法上の匿名加工情報に相当するものとされており、非識別加工情報を個人情報保護法により規律される事業者が取り扱う場合は、個人情報保護法の規定に基づき匿名加工情報として扱われることとなり、このような考え方は、個人情報保護条例についても同様に当てはまるものと考えられている。
- 作成組織の提供する非識別加工情報も、上記の取扱いと同様に、非識別加工情報の定義及び加工の基準が個人情報保護法上の匿名加工情報の定義及び加工の基準と同じとした上で、非識別加工情報を個人情報保護法により規律される事業者が取り扱う場合は、個人情報保護法の規定に基づき匿名加工情報として規律(※)を受けると整理してはどうか。

(※) 匿名加工情報としての規律

- 個人情報保護法(平成15年法律第57号)抄
(匿名加工情報の作成等)

第三十六条 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報(匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。)を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。

- 3 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。
- 4 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。
- 5 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 6 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(匿名加工情報の提供)

第三十七条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報(自ら個人情報を加工して作成したものを除く。以下この節において同じ。)を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

(識別行為の禁止)

第三十八条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第三十六条第一項、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第四十四条の十第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四十四条の十第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(安全管理措置等)

第三十九条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。